

子ども・子育て支援新制度の施行に向けた例規整備一覧

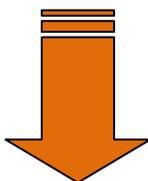
1 施設及び事業の設備及び運営に関する基準

- (1) 福山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 福山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- (4) 福山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- (5) 福山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 その他

- (1) 福山市保育の実施に関する条例の全部を改正する条例
- (2) 子ども・子育て支援法に基づく過料を定める条例 etc

※2（1）については、立法種別等についても現在検討中



今回、専門分科会に御意見をいただく基準

1 施設及び事業の設備及び運営に関する基準のうち

- (1) 福山市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 福山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

施設に適用される基準の整理

幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「教育・保育施設」という。）並びに家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育（以下「地域型保育」という。）を行う場合は、それぞれの施設等に適用される設備及び運営に関する基準を満たし、各所管行政庁の認可等を得る必要があります。

施設ごとに適用される基準は次のとおりです。

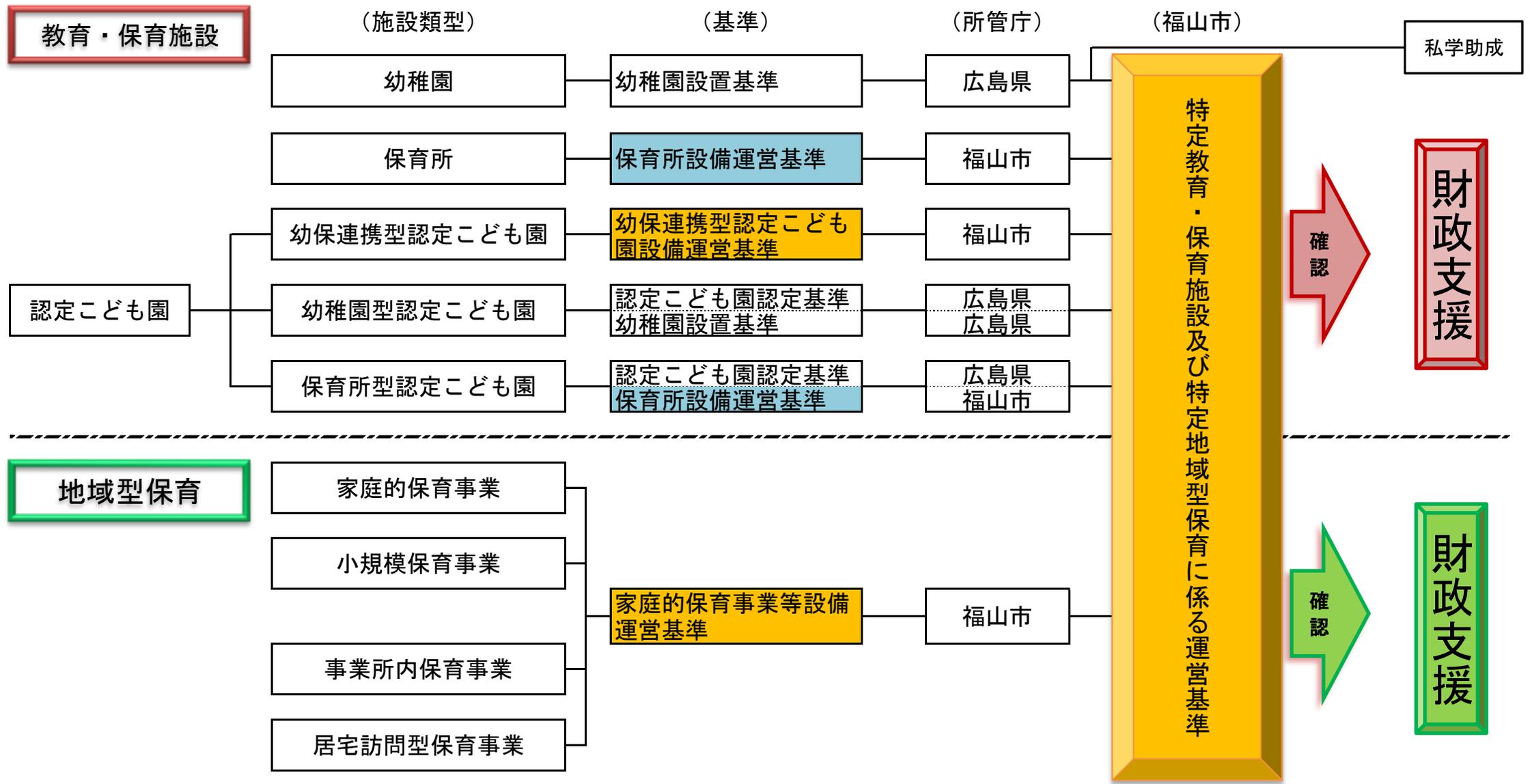
幼稚園を除き、それぞれの施設等に適用される基準を所管庁が条例により定めることとなります（幼稚園は文部省令）。

保育所設備運営基準（青色部分）は保育所の基準を既に定めており、新制度に向けて条例の一部改正を行います。

幼保連携型認定こども園設備運営基準及び家庭的保育事業等設備運営基準（黄色部分）は新制度に向けて条例の制定を行います。

そして、施設が財政支援（施設型給付費等）を受けるためには、各種設置基準とともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育に係る運営基準を満たし、市から確認を受ける必要があります、その基準について条例の制定を行います。

また、新制度の施行の際、現に存する教育・保育施設は自動的に確認があったものとみなされるため、施設型給付費を受けず、私学助成により運営する幼稚園は、別段の申し出が必要となります。



幼保連携型認定こども園の学級の編制・職員・設備及び運営に関する基準の概要

1 認定こども園法の改正について

子ども・子育て関連3法の制定により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という）が改正され、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設された。

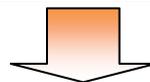
2 認定こども園について

認定こども園は、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型に区分される。

このうち、「幼保連携型認定こども園」については、新制度において、認定こども園法に基づく単一の認可により設置され、この認可に係る基準については、国が定める基準（主務省令）を踏まえ、本市が条例を制定する必要がある。

【認定こども園の類型別にみた現行と新制度の比較】

	類型	幼保連携型認定こども園	幼稚園型認定こども園	保育所型認定こども園	地方裁量型
現行	施設形態	幼稚園と保育所の両方の認可を受けている施設	幼稚園が、保育所機能を備える施設又は認可外保育施設と連携する施設	保育所が、幼稚園機能を備える施設	幼稚園機能・保育所機能を備える施設
	認可等	広島県による認定			



新制度	施設形態	新たな幼保連携型認定こども園の基準に適合する施設	現行どおり
	認可等	福山市による認可	

今回条例制定を行うもの

幼保連携型認定こども園の主な認可基準（人員配置・設備・運営）

項目	幼稚園	保育所	幼保連携型 認定こども園
認可	県	市	市
基準	幼稚園設置基準 【文部省令】	福山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	福山市の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
定員	適用なし	20人以上	20人以上
職員数	【1学級の幼児数】 35人以下を原則 【教職員】 園長のほか、各学級ごとに専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭を1人配置	【保育に直接従事する職員数】 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1 【職員】 保育士	【1学級の園児数】 35人以下を原則 【職員】 園長のほか、各学級ごとに専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭を1人以上配置 【教育・保育に直接従事する職員数】 0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1
資格	幼稚園教諭	保育士 ※保健師・看護師の特例有	保育教諭
保育室等	園舎 2階建以下を原則 ①職員室②保育室③遊戯室④保健室 ⑤便所⑥飲料水用設備・手洗用設備 ・足洗用設備を設置 園舎の面積 1学級：180㎡ 2学級以上：320+100× (学級数-2)㎡ ※保育室等の幼児1人当たりの面積基準はない。	【0・1歳児】 乳児室 3.3㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 【2歳以上児】 保育室 1.98㎡/人	園舎 2階建以下を原則 ①職員室②乳児室③ほふく室④保育室⑤遊戯室 ⑥保健室⑦調理室⑧便所 ⑨飲料水用設備・手洗用設備・足洗用設備を設置 園舎の面積 (1学級：180㎡ 2学級以上：320+100×(学級数-2)㎡ + 【0・1歳児】 乳児室 3.3㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 【2歳児以上3歳児未満】 保育室 1.98㎡/人
給食	給食（食事提供）に関する規定はない	自園調理 調理室 ※3歳以上児の食事提供について、外部搬入により行うことが可能 調理員	自園調理 ※1号子どもへの食事提供については園の判断 調理室 ※3歳以上児の食事提供について、外部搬入により行う場合は調理室の設置不要 ※食事を提供すべき園児数が20人に満たない場合、園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を設ける 調理員
運営	【教育週数】 39週 【教育時間】 4時間	【保育週数】 52週（休日祝祭日を除く） 【保育時間】 8時間	【教育・保育週数】 39週～52週（休日祝祭日を除く） 【教育時間】 4時間 【教育・保育時間】 8時間
園庭	【運動場】 2学級以下：330+30× (学級数-1)㎡ 3学級以上：400+80× (学級数-3)㎡	【園庭】 2歳児以上 3.3㎡/人	【園庭】 (2学級以下：330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上：400+80×(学級数-3)㎡ 又は 3歳以上：3.3㎡/人 のうちいずれか大きい面積 + 2歳児以上3歳未満：3.3㎡/人

※下線部は参酌すべき基準

※既存施設からの移行に当たっては、適正な運営が確保されていることを前提に、既存施設の設備基準の一部において経過措置が設けられている。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の概要

家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において、児童福祉法に基づく市の認可事業（地域型保育事業）として新たに位置づけられたものである。この認可に係る基準については、国が定める基準（厚生労働省令）を踏まえ、本市が条例を制定する必要がある。

この事業は、原則として3歳未満の保育を必要とする乳幼児を対象とした事業であり、その定員や保育の実施場所等により、次の4類型に区分される。

事業名	概要	本市において移行が想定される施設等※
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業 ○家庭的保育者の居宅その他様々なスペースで行う ○定員：5人以下 	
小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○定員6人から19人までの小規模な保育施設で保育を実施する事業 ○職員の配置基準等に応じて、以下の3類型に区分される <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業A型（定員6人以上19人以下） ・小規模保育事業B型（定員6人以上19人以下） ・小規模保育事業C型（定員6人以上10人以下） ※経過措置：新制度施行後5年間は小規模保育事業C型（定員6人以上15人以下）とすることができる。 	ベビーホテル 4か所 託児所 5か所
居宅訪問型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○保育を必要とする子の居宅等において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業 	該当なし
事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ○企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施 ○地域において保育を必要とする子（地域枠）に保育を提供 	事業所内 4か所 病院内 16か所

※2014年（平成26年）3月31日現在

地域型保育事業の認可基準（人員配置及び設備）

	保育所	小規模保育			家庭的保育	事業所内保育	居宅訪問型保育	
		A型	B型	C型				
定員等	20人以上	6～19人			6～10人 施行後5年間6～15人	1～5人	事業所の従業員の子どもに加えて地域の子どもを一定数受け入れる	—
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	保育所の配置基準+1			0～2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:1	0～2歳児 3:1 補助者を置く場合 5:1	○定員20人以上は保育所基準と同様（保育所型事業所内保育）	0～2歳児 1:1
資格	保育士 ※保健師・看護師の特例有	保育士 ※保健師・看護師の特例有	1/2以上保育士 ※保健師・看護師の特例有 ※保育士以外の保育従事者は市町村が実施する研修を修了したもの	家庭的保育者 ※市町村が実施する研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識・経験を有する者	家庭的保育者 ※市町村が実施する研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識・経験を有する者	○定員19人以下は小規模保育B型の基準と同様	家庭的保育者 ※市町村が実施する研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識・経験を有する者	
保育室等	0歳児 乳児室 3. 3㎡/人 ほふく室 3. 3㎡/人 2歳以上児 保育室 1. 98㎡/人	0・1歳児 3. 3㎡/人 2歳児 1. 98㎡/人	0～2歳児 3. 3㎡/人	0～2歳児 3. 3㎡/人	0～2歳児 3. 3㎡/人	—	—	
給食	自園調理 調理室 調理員	自園調理 調理設備 調理員 (連携施設等からの搬入可)	—	自園調理 調理設備 調理員 (連携施設等からの搬入可)	自園調理 調理設備 調理員 (連携施設等からの搬入可)	—	—	
園庭	屋外遊戯場（付近にある代替場所を含む。） 2歳以上 3. 3㎡/人	保育所と同様	—	庭（付近にある代替場所を含む。） 2歳以上 3. 3㎡/人	保育所と同様	—	—	

※地域型保育事業については、小規模で0～2歳の事業であるため、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定が必要

※連携施設や保育従事者の確保等が難しい離島・へき地に関しては特例措置を設ける。

※条例の施行の際現に存する保育業務を行う家庭的保育事業等の施設等が、施行日以後に認可を得た場合は施行後5年間は給食の欄に掲げる基準を適用しないことができる。連携施設の確保に関しても、5年間の経過措置を設ける。

※保育室等及び園庭の基準は参酌すべき基準のため、市内保育所の基準をベースとする。

地域型保育事業の認可基準（その他の基準）

番号	内容
1	保育時間 1 日につき原則 8 時間。保育内容は、厚生労働大臣が定める保育所保育指針に準じる。
2	保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等に理解と協力を得ること。
3	嘱託医を置くこと（居宅訪問型保育事業を除く。）。
4	利用乳幼児の人権に対する配慮及び人格の尊重
5	地域社会との交流及び連携
6	自己評価と保育の質の改善
7	外部評価と改善
8	採光，換気等利用乳幼児の保健衛生等の確保
9	連携施設の確保（居宅訪問型保育事業を除き，事業所内保育事業にあつては，地域枠の乳幼児に限る。）
10	消火器具の備え付けとともに，少なくとも月 1 回の避難及び消火に対する訓練の実施
11	職員の自己研鑽と職員に対する研修の機会の確保
12	利用乳幼児の国籍，信条，社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによる差別的取扱いの禁止
13	虐待等の禁止
14	利用乳幼児及び職員の健康診断
15	規程制定義務（①事業の目的及び運営の方針②保育の内容③職員の職種，員数及び職務の内容④保育の提供日及び時間並びに提供しない日⑤保護者から受領する費用の種類，支払を求める理由及びその額⑥乳児・幼児の区分ごとの利用定員⑦利用の開始，終了に関する事項及び留意事項⑧緊急時における対応方法⑨非常災害対策 等
16	帳簿備付け義務（職員，財産，収支及び利用乳幼児の処遇を明らかにする帳簿）
17	利用乳幼児やその家族の秘密の漏えい防止義務
18	苦情に迅速に対応するための窓口設置等の措置義務

※色つき番号の基準が参酌すべき基準のため，市内保育所の基準をベースとする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について

(確認制度と条例との関係について)

- 1 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法，児童福祉法，認定こども園法に基づく認可等を受けていることを前提に，施設・事業者からの申請に基づき，市町村が，対象施設・事業としての確認を行うことにより，給付を行うこととなる。
- 2 具体的には，給付の実施主体である市町村は，認可を受けた教育・保育施設，地域型保育事業者に対して，その申請に基づき，次の区分に従い，事業計画の範囲内で，認定区分ごとの利用定員を定めた上で，給付の対象となることを確認し，給付費（委託費）を支払うこととなる。
- 3 この確認に当たっては，学校教育法，児童福祉法，認定こども園法に基づく認可基準を満たすこと，市町村が定める運営に関する基準条例の基準を満たすことが必要となることから，本市が条例を制定する必要がある。

(教育・保育給付と認定との関係)

支給認定子ども もの区分 施設種別		3歳以上			3歳未満	
		1号子ども	2号子ども		3号子ども	
		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
特定教育 保育施設	認定こども園	施設型給付				
	幼稚園	施設型給付	特例施設型給付			
	保育所	特例施設型給付	施設型給付			
特定地域型保育事業		特例地域型保育給付			地域型保育給付	

※特例施設型給付・特例地域型保育給付については，緊急時の支払や，地域において認定区分に対応する施設がないなど，必要と認める場合に対応。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要

No	項目	概要
1	利用定員	<p>確認を受ける施設・事業の利用定員については、以下のとおりとするもの。</p> <p>○認定こども園は利用定員の数を20人以上とし、1号・2号・3号子どもの区分を定める。 ○保育所は利用定員の数を20人以上とし、2号・3号子どもの区分を定める。 ○幼稚園は、1号子どもの区分を定める。 ○家庭的保育事業は、利用定員の数を1人以上5人以下とし、3号子どもの区分を定める。 ○小規模保育事業A型・B型は、利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型は、利用定員の数を6人以上10人以下（施行後5年間は6人以上15人以下）とし、3号子どもの区分を定める。 ○居宅訪問型保育事業は、利用定員の数を1人とし、3号子どもの区分を定める。 ○事業所内保育事業は、その雇用する労働者の子ども、3号子どもの区分を定める。</p>
2	説明及び同意	<p>施設・事業者は教育・保育の提供を受けることの同意について、保護者に対して事前説明を行ったうえで、同意を得ることを求めるもの。</p> <p><u>事前説明の方法は、パンフレット等などの文書の交付により説明することが原則であるが、事務の効率化から双方にとって良いと考えられる場合は、電磁的方法で確認することも可能とする。</u></p>
3	提供拒否の禁止	<p>施設・事業者は、保護者から利用の申込みを受けた場合は、正当な理由なく拒んではならないことを求めるもの。</p> <p>「正当な」理由とは、①定員に空きがないこと、②定員を上回る利用の申込みがあった場合（選考が必要）、その他特別な事情がある場合などである。</p> <p>定員を上回る利用の申込みがあった場合は、次のとおり行うこととしその具体的方法については明示を求めるもの。</p> <p>○1号子どもの場合、「抽選」、「先着順」、「建学の精神等設置者の理念」に基づく選考を行う。 ○2号・3号子どもの場合は、市が利用調整を行う。 ○特別な支援が必要な子どもの受入体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考。</p>
4	あっせん・調整及び要請	<p>保護者及び子どもの状況に基づき、適切に施設を利用できるよう、市町村が必要な援助、あっせん等を行った場合、これに対し協力をするよう施設・事業者を求めるもの。</p>
5	支給資格の確認 申請に係る援助	<p><u>保護者の支給資格を確認するため、施設・事業者は利用開始に当たって、支給認定証の確認（利用期間等）することを求めるもの。</u></p> <p><u>支給認定申請が行われていない場合には、申込みの意思を踏まえて、速やかに適切な申請がされるよう援助することとする。</u></p>
6	心身の状況等の把握	<p><u>施設・事業者に対し、子どもの心身の状態、置かれている環境等の把握を求めるもの。</u></p>
7	関係機関との連携	<p>施設・事業者は職員会議や関係機関を交えた会議等を通じて、子どもの心身の状況や目標達成に向けた検討内容等、情報の共有化に努めることを求めるもの。</p> <p>特に地域型保育事業を行う事業者に対しては、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にすることを求めるもの。</p>
8	提供の記録	<p><u>教育・保育の利用状況を把握するため、施設・事業者に対し、提供日、内容、その他必要な事項を記録することを求めるもの。</u></p>
9	利用者負担額の受領	<p>施設・事業者は法に定める利用者負担を受領することとし、そのうえで教育・保育と区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認めないこととし、支払を受けるに当たっては、あらかじめ保護者に対し説明を行い、同意を得ることを求めるもの。</p>
10	額の通知	<p><u>施設型給付費の不正請求の防止、透明性の観点から施設・事業者が給付費を受けた場合に、保護者に対し額の通知を行うもの。</u></p>
11	取扱方針	<p>幼稚園は「幼稚園教育要領」、保育所は「保育所保育指針」、幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、地域型保育事業は「保育所保育指針」に基づき、施設・事業者は子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供することを求めるもの。</p>
12	評価	<p><u>施設・事業者は自らその提供する教育・保育の質の評価を行うことを求めるもの。なお、学校関係者（保護者等）の評価や外部の者の評価については、その受審に努めることを求めるもの。</u></p>
13	相談及び援助	<p><u>施設・事業者は、教育・保育の内容について、画一的な内容とならないよう子どもの個々の状態に応じて適切に行うこと、保護者に対しては適切に相談に応じることを求めるもの。</u></p>

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の概要

No	項目	概要
14	緊急時等の対応	<u>施設・事業者は、現に教育・保育の提供を行っている時に、子どもの病状が急変した場合その他必要な場合は、子どもの保護のため、運営規程に定められた非常災害対策に基づき、速やかに主治医への連絡を行う等、必要な措置を講じることを求めるもの。</u>
15	市町村への通知	<u>偽りその他不正な行為によって教育・保育の提供を受け、又は受けようとする者がいた場合、施設・事業者は市町村に通知することを求めるもの。</u>
16	運営規程	<u>教育・保育の提供について、運営規程を定めることで施設・事業者の適正な運営を確保するとともに、施設・事業者が教育・保育の提供に関する説明責任を果たすことを求めるもの。</u>
17	勤務体制の確保	<u>施設・事業者が適切な教育・保育の提供ができるよう、職員の勤務体制を定め、必要な研修機会を確保し、資質向上等を図ることを求めるもの。</u>
18	定員の遵守	<u>教育・保育の適切な提供及び安全の確保と密接に関連することから、施設・事業所は定員を超えて受け入れを行ってはならないことを求めるもの。</u> <u>ただし、年度中途における需要増大への対応等についてはこの限りではないこととするもの。</u>
19	掲示	<u>施設・事業者の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制などの重要事項の掲示を行うことを求めるもの。</u>
20	差別的取扱の禁止 虐待等の禁止 権限の濫用禁止	<u>教育・保育の提供に当たっては、子どもに身体的・精神的苦痛を与え、その人権を辱めることがないようにするため、施設・事業者に対し、これらの行為を禁止することを求めるもの。</u>
21	秘密保持等	<u>施設・事業者に対し、教育・保育の提供に当たって知り得た秘密を保持することを求めるもの。</u>
22	情報の提供等	<u>教育・保育の提供に際し保護者が適切な選択が行えるよう、施設・事業者は必要な情報の提供を行うことを求めるもの。</u>
23	利益供与等の禁止	<u>施設・事業者の公平・中立性の確保を求めるもの。</u>
24	苦情解決	<u>苦情を適切に解決するための仕組みとして、施設・事業者に対し苦情窓口を設置することや必要な手続等を求めるもの。</u>
25	地域との連携	<u>地域住民等の連携及び協力を得るために、施設・事業者は地域との交流に努めることを求めるもの。</u>
26	事故発生時の対応	<u>施設・事業者に対し、事故発生（再発）防止のための措置を講じ、事故発生時において、保護者や市町村に対する速やかな報告・記録・損害賠償を求めるもの。</u>
27	会計の区分	<u>給付費が当該教育・保育の提供のために充てられているかどうかを確認する必要があることから、施設等は各施設ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分することを求めるもの。</u>
28	記録の整備	<u>職員、設備及び会計に関する諸記録を整備することを求めるもの。</u>
29	特別利用保育の提供 特別利用教育の提供	<u>特別利用保育とは、本来幼稚園や認定こども園を利用すべき子どもが保育所を利用する場合に提供される保育をいい、特別利用教育とは、本来保育所を利用すべき子どもが幼稚園を利用する場合に提供される教育をいう。これらの場合においても、各々の最低基準を順守しなければならないことを求めるもの。</u> <u>なお、この制度は利用すべき施設等がない場合や定員に空きがない場合の特例であることから、これを提供する施設等は定員に空きがある場合に限り、利用させることができることとする。</u>

※下線部は参酌すべき基準